

文教福祉委員会

令和6年10月15日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

- ・送付6-35 全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情

(2) 継続審査

- ・送付6-30 生活支援課における夏季加算の検討についての陳情
- ・送付6-31 精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情
- ・送付6-32 障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情

2 報告事項

【子ども部】

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の概要について 【資料】
- (2) 学校施設の貸し出しにおける会館施設予約システムの導入について 【資料】
- (3) 学校給食費の改定について 【資料】
- (4) 令和6年度 学校生活アンケートの結果について 【資料】
- (5) 令和6年 特別区人事委員会勧告について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 令和6年度敬老会の実施状況について 【資料】
- (2) 千代田区健康危機対処計画（感染症編）の策定について 【資料】

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

文教福祉委員会 送付 6－35

全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情

受付年月日 令和 6 年 8 月 30 日

陳 情 者 提出者 1 名

タイトル

【全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情】

はじめに

前回「精神障害者における障害者福祉手当対象者の拡充について」についての陳情を致しました。

今回は、前回の陳情の判断材料としての資料を身体障害・知的障害・精神障害合わせて追加し、提出いたします。

本文

私は現在精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持しております。最近の手帳更新によって 3 級から 2 級にあがりました。私が疾患を発症した当時は、職場環境が原因で休職にいたり、収入が激減し、労働制限どころでなく働けなくなりました。発達障害の特性上、仕事への過集中や家事等の自立が難しく、お金でなんとかカバーしてきたことが一切できなくなり何もかも失いました。生活基盤は崩壊、体重の激減や不眠、病状の悪化等、人生で経験したことがないことを幾度も経験しました。今回追加で陳情を行う目的は、精神障害者に限らず全ての障害者において、行政が正しく障害者の実態を把握し、適切な支援を適切な範囲に行ってもらうことにあります。

まず初めに、障害者手当の拡充を検討するにあたって参考資料「02-0～3」、「11-1～3」を元に、千代田区の 23 区内での位置づけや障害の判定基準を改めてご確認ください。精神に関してはトップクラスですが知的、身体に関してはトップクラスではなく、身体障害 4 級に限っては都内最下位タイです。また、障害の判定基準においては、手当の対象となる知的障害者 4 度の方と手当の対象外の精神障害 2 級、3 級の方を比べてどうでしょうか。判定基準と現実的な実態を正しく認識頂きたいと思います。その他手当については、参考資料「09-0」にて提示致します。

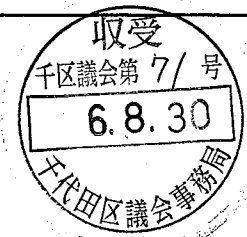
障害者手当における千代田区以外の地域の実態も参考としてあげておきます（参考資料：13-0）。さいたま市においては、心身障害者福祉手当の対象に精神障害者保健福祉手帳 2 級が含まれています。神戸市では、障害者特別給付金という手当とは異なるものではあります精神障害者保険福祉手帳 2 級を対象としています。藤沢市では、障がい者福祉手当として精神障害者保健福祉手帳 2 級を対象としています。

前回の陳情にて、国の指針に基づいた各旅客鉄道による賃金割引対象者の精神障害者への拡充の件をお伝えしましたが、JR 以外の鉄道の状況についても「10-0－電車調査」資料内にて提示致します。JR 以外でも明らかに対象を精神障害 2、3 級にも拡充しております。また、「04-1～3」の各資料をまとめた「04-0」「05-0」および「データ分析結果」にもある通り、3 障害の中でも精神障害者に対する経済的支援は圧倒的に低い水準にあります。生活保護制度における障害者加算では（参考資料：06-0）、精神障害者保健福祉手帳 1 級は 26,810 円、2 級は 17,870 円の支給として、国が精神障害者保健福祉手帳 2 級も経済的支援の対象として認めております。よって、他区の状況に合わせてではなく、千代田区の自治権を持ってして、**先行事例として、障害者手当等についても早急に対応するべきではないでしょうか。**千代田区の住民は、人口が少なく（参考資料：08-0）高所得のわりに障害者への経済的支援の順位が東京都でみると高くなく、障害者福祉手当が他の地域とあまり変わらないです。千代田区は中、軽度の障害者にとっては、福祉に弱い地域であると考えられます。

以上より、**全ての障害者に対して障害者福祉手当の拡充を行うことを要望いたします。**

余談ですが、今回根拠を提示するにあたり、様々な資料を参照する上で千代田障害福祉プラン（令和 6 年 3 月）P128 「（2）障害者数の推移①障害者手帳所持者数の推移」における障害者所持者数と事務事業概要（保健福祉部 I 令和 4 年度版）における P272「事業実績」の延支給者数の数値に矛盾がありました。この数値の矛盾についても説明を求めます。（参考資料：12-0）

以上



データ分析結果

人口	約67000人	p 7
障害者数	約2200人	p 8 , p12
障害者数割合	人口に対して約30人に1人障害者	p12 , p15
東京都所得ランキング	2位 約1000万	p14
身体障害と精神障害者の月額合計金額の比率	約19.58倍	p12
知的障害と精神障害との月額合計金額の比率	約4倍	
生活保護	最低限度の生活保護は2級も対象	p13
障害者加算額	1級	26810円支給になっている。
	2級	17870円支給になっている。

身体	「02-0■A4－全障害_等級別ランキング_千代田区まとめ」シートの身体障害者の等級別の合計金額は、¥41,500- です。	
	身体障害者の1級から3級まで合計した 都内ランキング順位の値を見ると、21位である。	p 3
	3級は、10500円で、11位である。	
	4級は、0円で、24～54迄 東京都下最低 同一である。	

知的	「02-0■A4－全障害_等級別ランキング_千代田区まとめ」シートの知的障害者の程度別の合計金額は、¥57,000- です。	
	知的障害者の1度から4度まで合計した 都内ランキング順位の値を見ると、10位である。	p 3
	4度は、10500円で、9位である。	

精神	「02-0■A4－全障害_等級別ランキング_千代田区まとめ」シートの精神障害者の等級別の合計金額は、¥15,500- です。	
	精神障害者の合計ランキングの順位の値を見ると、確かに同一1位になってます。	p 3
	しかし、障害児福祉手当にあたる国の制度では、¥15,690-です。	
	区の制度の方が少ない結果となっていると思います。	

意見

身体	身体障害者(1級～6級まで足した合計金額)順位は、21位であるので、改善すべきであると考え。	
	3級は、¥10,500円で、11位であるので、改善すべきと考え。	
	4級は、0円で、24～54迄 東京都下最低 同一であるので、改善すべきと考え。	
知的	知的障害者の(1度～4度まで足した合計した順位は、10位なので、改善すべきであると考え。	
	4度は9位なので、改善すべきと考え。	
精神	障害者差別解消法なのか、... 一票の格差なのか、身体及び知的障害との比率の差が激しいので、拡充してほしいと考える。	
	実際の身体障害と精神障害者の月額合計金額の比率	約19.58倍
	実際の知的障害と精神障害者の月額合計金額の比率	約4倍
		P11

文教福祉委員会 送付 6－30

生活支援課における夏季加算の検討についての陳情

受付年月日 令和 6 年 7 月 4 日

陳 情 者 提出者 1 名

千代田区議会議長様

令和6年7月4日

生活支援課における夏季加算の検討についての陳情

国は8月から再開する電気・ガス料金の負担軽減策を発表しました。この夏の酷暑を乗り切る観点から8月、9月、10月の負担軽減を特に重点化したとしています。

現在、生活保護制度では暖房代等の支出に対して冬季加算はありますが冷房代等の支出は夏季加算が認められていません。この問題に対して、大阪市や堺市等において検討を求める意見書が提出されるなど、全国で問題視されています。これは命に関わる問題であり早急に対処すべきではないかと考えます。

よって猛暑から生活保護利用世帯の生命を守るために、生活保護制度に夏季加算の創設、もしくは千代田区の条例で独自施策をお願いします。

以上



生活支援課における夏季加算の検討について 〈補足資料〉

2013 年から生活保護の支給額が最大で 10%削減されました。東京地裁による「生活保護支給額引き下げ」の裁判において、墨田区や町田市では、生活保護の減額について、国の判断の違法性を認めました。厚生労働省は「関係省庁や自治体と協議した上で、今後適切に対応したい」とコメントしています。

その一方で、物価は高騰し続けています。

また、2024 年 6 月より、奈良県では、法定受託義務ではなく、全ての生活保護世帯に対するエアコンの設置を進めることになりました。

千代田区においても区独自で施策を講じることができると思います。

最後に、7 月 2，3，4 日には、環境省において、千代田区に熱中症警戒アラートを発表しました。

文教福祉委員会 送付 6－3 1

精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情

受付年月日 令和 6 年 7 月 4 日

陳 情 者 提出者 1 名

千代田区議会議長様

令和6年7月4日

精神障害者における障害者手当対象者の拡充について陳情

千代田区における障害者手当の対象者は以下のような基準となっている。

次のいずれかに該当する人

1. 身体障害者手帳1・2級の人
2. 愛の手帳1～3度の人
3. 精神障害者保健福祉手帳1級の人
4. 指定の難病にかかり医療券等（注釈）をお持ちの人
（東京都が発行する特定医療費（指定難病）受給者証または都の医療券をお持ちの人）
5. 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人
6. 戦傷病者（特別項症から第3項症まで）
7. 身体障害者手帳3級の人
8. 愛の手帳4度の人

身体障害者は1～3級、知的障害者は1度～4度である一方、精神障害者だけは1級のみ
に留まっている。なぜ、精神障害者だけ対象範囲が狭い状況から改善がされていないのか。

国（国土交通省）の指針として、各旅客鉄道会社に電車賃割引制度を精神障害者にも拡充
していくよう示され、2024年4月より大手私鉄各社等が、運賃割引制度で精神障害者も割
引対象になることを発表している。このような国としての指針は、電車賃割引だけではなく、
社会のニーズとして各地方自治体における様々な制度等においても応えていく必要がある
のではないかと。

精神障害者のおかれた現状を正しく理解し、適切な範囲での支援拡充を千代田区に求め
る。

以上



精神障害者における障害者福祉手当対象者の拡充について 〈補足資料〉

障害者福祉手当において、1～6に該当する方は、月額 15,500 円、7・8に該当する方は、月額 10,500 円の手当が支給されます。

また、特別障害者手当（国）においては、月額 28,840 円の手当が支給されます。

本来であれば、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、支給されると思いますが、

1 級：28,840 円

2 級：15,500 円

3 級：10,500 円

千代田区においては、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者にのみ、月額 15,500 円の支給になっています。

文教福祉委員会 送付 6－32

障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情

受付年月日 令和6年7月4日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会議長様

令和6年7月4日

精神障害者における障害者手当対象者の拡充について陳情

千代田区における障害者手当の対象者は以下のような基準となっている。

次のいずれかに該当する人

1. 身体障害者手帳1・2級の人
2. 愛の手帳1～3度の人
3. 精神障害者保健福祉手帳1級の人
4. 指定の難病にかかり医療券等（注釈）をお持ちの人
（東京都が発行する特定医療費（指定難病）受給者証または都の医療券をお持ちの人）
5. 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人
6. 戦傷病者（特別項症から第3項症まで）
7. 身体障害者手帳3級の人
8. 愛の手帳4度の人

身体障害者は1～3級、知的障害者は1度～4度である一方、精神障害者だけは1級のみ
に留まっている。なぜ、精神障害者だけ対象範囲が狭い状況から改善がされていないのか。

国（国土交通省）の指針として、各旅客鉄道会社に電車賃割引制度を精神障害者にも拡充
していくよう示され、2024年4月より大手私鉄各社等が、運賃割引制度で精神障害者も割
引対象になることを発表している。このような国としての指針は、電車賃割引だけではなく、
社会のニーズとして各地方自治体における様々な制度等においても応えていく必要がある
のではないかと。

精神障害者のおかれた現状を正しく理解し、適切な範囲での支援拡充を千代田区に求め
る。

以上



精神障害者における障害者福祉手当対象者の拡充について 〈補足資料〉

障害者福祉手当において、1～6に該当する方は、月額 15,500 円、7・8に該当する方は、月額 10,500 円の手当が支給されます。

また、特別障害者手当（国）においては、月額 28,840 円の手当が支給されます。

本来であれば、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、支給されると思いますが、

1 級：28,840 円

2 級：15,500 円

3 級：10,500 円

千代田区においては、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者にのみ、月額 15,500 円の支給になっています。

子ども・子育て支援事業計画の概要について

1 計画の目的

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画期間内（令和 7 年度～11 年度の 5 年間）における量（需要量）と確保（供給量）の見込みを明らかにし、計画的に事業を実施するための指針とするため、第 3 期千代田区子ども・子育て支援事業計画を策定する。

本計画は 5 年を 1 期とする法定計画であり、令和 5 年度に行ったニーズ調査と人口推計によって需要量を算定し、それに応じて供給量を設定する。

2 この計画で掲載する主な内容

計画期間である 5 年間にける、教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施していく事業の提供体制の確保の内容やその実施時期、更には、事業の方向性について掲載する。

3 計画策定にあたっての課題

（1）教育（幼稚園）

先に実施した区民ニーズ調査の結果をはじめ、国際教育の推進等、様々な教育課題に応じて、運営の改善等を検討していく必要がある。

（2）保育（認可保育園、認定こども園、認証保育所等）

令和元年度末をピークに就学前人口は減少し続けており、需給バランスにも変化が見られ始めている。そのため、これまで待機児童対策として行ってきた各施策を見直し、保育の質を向上させる施策に転換していく必要がある。

（3）地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、病児保育、こども誰でも通園制度等）

病児保育事業についてはさらなる拡充が求められており、計画的に整備を進める必要がある。また、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな制度として、こども誰でも通園制度が国において検討されているが、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付に位置付けられるため、本区においても導入に向けて検討する必要がある。

4 施策の方向性

（1）教育（幼稚園）

ニーズ調査の結果を踏まえ、給食の提供や長時間課程の検討、また教育内容の充実等を行うことで利用者ニーズに応じていく。並行して、将来的な認定こども園化の検討も進めていく。

（2）保育（認可保育園、認定こども園、認証保育所等）

需給バランスの変化を踏まえ、以下のとおり、待機児童対策として実施してきた各

種施策の見直しをしていく。

- ① 区独自の基準を満たす認可外保育施設への保育の供給（運営費補助、保育料補助等）については、待機児童対策として行ってきた暫定的な措置であることを踏まえ、計画期間中に段階的に見直しを行っていく。見直しにあたっては、園の意向を尊重しながら、十分な移行期間を設けて実施するなど、慎重かつ丁寧に実施していく。
 - ② ①を踏まえ、これらの認可外保育施設については、認可保育園や認証保育園への変更も促していく。変更にあたっては、園の意向を尊重しながら、十分な移行期間を設けて実施するなど、慎重かつ丁寧に実施していく。
 - ③ 発達障害児等特別に配慮が必要な児童に対して、配置基準以上の保育士配置を促進していく。
 - ④ これまで実施してきた待機児童対策から保育の質向上に資する施策に転換していくため、保育士の資質向上のための研修の実施、保育士配置への補助の拡充、保育士不足解消の方策検討、虐待や不適切保育の防止、指導検査の強化等に関する施策を推進していく他、保育園等での病児保育やこども誰でも通園制度の導入など、あらゆる選択肢の可能性について検討し、区民ニーズに応じていくための施設を目指していく。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、病児保育、こども誰でも通園制度等）
- ① 病児保育事業については令和6年度に1施設開設したものの、さらなる拡充が必要であり、今後の利用実績の推移を見ながら整備を進めていく。
 - ② こども誰でも通園制度については、令和8年度から、地域子ども・子育て支援事業の制度となるため導入に向け検討を進めていく。具体的には、本計画に需要量を定め、需要に見合う供給量を確保するための具体策を示していく。

5 今後のスケジュール

令和6年11月	子ども・子育て会議にて意見聴取 常任委員会にて計画素案の報告
令和7年1月	子ども・子育て会議にて意見聴取 常任委員会にて計画素案の最終報告 首脳会議にて計画素案決定
令和7年2月	パブリックコメントの実施
令和7年3月	子ども・子育て会議にて報告 常任委員会にてパブリックコメントの結果報告 計画策定

第 3 期千代田区子ども・子育て支援事業計画 構成（案）

章		項	
第 1 章	計画の概要	1	計画の背景・目的
		2	計画の位置づけ
		3	計画の期間
		4	子ども・子育て支援制度の概要
第 2 章	区を取り巻く現状と課題	1	人口、世帯の状況
		2	出生の状況
		3	就労の状況
		4	教育・保育の状況
		5	ニーズ調査結果の概要
		6	子ども・子育てを取り巻く区の課題
第 3 章	これまでの取組・評価	1	第 2 期計画での主な取組
		2	教育・保育事業の実績評価
		3	地域子ども・子育て支援事業の実績評価
第 4 章	計画の基本的な考え方	1	基本理念
		2	基本目標
		3	基本施策
		4	施策体系
第 5 章	施策の展開	1	基本施策 1 例：保育の質の向上
		2	基本施策 2
		3	基本施策 3
第 6 章	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	1	教育・保育提供区域の設定
		2	教育・保育の量の見込みと確保方策
		3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
		4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制
		5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
第 7 章	計画の推進にあたって	1	計画の達成状況の点検及び評価
		2	計画の推進体制

地域子ども・子育て支援事業一覧

事業名	概要
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の便宜の提供を総合的に行う事業
時間外保育事業 (延長保育事業)	教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において特定教育・保育施設等による保育を受けたものに対し、当該保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
実費徴収に係る補足 給付を行う事業	教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して区が定める基準に該当するものに対し、日用品、文房具等の費用の全部又は一部を助成する事業
多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
放課後児童健全育成 事業	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、又は里親等に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援を行う事業
乳児家庭全戸訪問事 業	原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
養育支援訪問事業	要支援児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業
子どもを守る地域ネ ットワーク機能強化 事業	要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
地域子育て支援拠点 事業	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳幼児について、主として昼間において、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
病児保育事業	保育を必要とする乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所等において、保育を行う事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うことや児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援することを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整並びに当該援助を行うことを希望する者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業
児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業
親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

学校施設の貸し出しにおける会館施設予約システムの導入について

1 概要

区民館集会室、コミュニティスクール及びちよだパークサイドプラザの各貸し出し施設については、会館施設予約システムによりインターネット上で施設の空き状況の確認と予約を行うことができている。地域振興部により当該システムがリプレイスされ本年 12 月に本稼働するにあたり、これまで対象外となっていた子ども施設課で貸し出しを行っている学校施設についても新たにシステムに追加し、利用者の利便性向上を図る。

2 追加する学校施設（子ども施設課で貸し出しを行っている施設）

九段小学校、お茶の水小学校、和泉小学校、麴町中学校、神田一橋中学校

3 新たなシステムの内容（インターネット上で可能となる手続き）

- （1）受付初日における施設抽選
- （2）施設の空き状況の確認と予約
- （3）予約後の利用申請とオンライン決済による使用料支払い
- （4）施設使用料の支払期限、利用団体登録の有効期限等の e メールによる案内

※ 各施設の利用条件等を丁寧に案内するため、利用団体登録（初回・更新）は窓口での受付を継続

4 新たなシステムの稼働日等

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 8 時 30 分

ただし、「抽選による予約受付」のみ、システム利用者からの問合せ期間を確保するため、令和 7 年 1 月 21 日（火）から令和 7 年 3 月利用分の予約受付を開始

※ 新旧切替に伴うシステム停止期間（予定）

令和 6 年 11 月 27 日（水）午前 0 時～12 月 2 日（月）午前 8 時 29 分

5 周知方法（予定）

- （1）地域の町会長会議での報告（地域振興部により実施）や、区ホームページ、現行の会館施設予約システム、ポスター・チラシ等により周知
- （2）11 月 5 日号広報千代田に掲載
- （3）追加する学校施設に係る登録団体に対し案内文を送付

学校給食費の改定について

1 概要

コロナ禍以降物価高騰が続き、令和6年4月以降も牛乳、卵、野菜等の様々な食品の値上げが行われ、給食の食材についても高値での納品が続いている。更に、学校給食用米穀の供給を行っている公益財団法人東京都学校給食会より、令和6年9月25日付で「学校給食用米穀の新米切替及び供給価格の改定並びに秋田県産萌えみのりの受注一時停止について」として、新米価格が約6割の値上げとなる旨の通知があった。

このような状況の中で、学校給食の水準維持と食育推進ため、令和6年11月から給食費を増額改定する。

2 給食費算定(令和6年度11月以降)

各学年1食単価	小学校			中学校 中等教育学校 (前期課程)
	低学年	中学年	高学年	
①令和6年度当初1食単価 (4月～10月)	295円	320円	345円	390円
②10月まで保護者補助金額	295円	320円	345円	390円
③11月以降1食あたりの 算定増額分	45円	50円※	55円	70円
④11月以降給食費1食単価 (11月～3月)	340円	370円	400円	460円
⑤11月以降保護者補助金額	340円	370円	400円	460円

※増額分の内訳イメージ：牛乳代約5円、米代約20円、その他生鮮食品等約25円

令和6年度 学校生活アンケートの結果（概要）

この調査は、学級満足度尺度（いごちのよいクラスにするためのアンケート）と学校生活意欲尺度（やる気のあるクラスをつくるためのアンケート）、ソーシャルスキル尺度（ふだんの行動をふり返るアンケート）により構成されており、児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。本区において小学4年生以上の全児童・生徒を対象にハイパーQ Uを実施している。

各校で行った学校生活アンケートの結果について、概略を報告する。

I 学級満足度尺度結果

B群	A群
C群	
要支援群	D群

トラブルやいじめなどの不安がなくリラックスできている（被侵害得点）と、自分が級友から受けいれられ、考え方や感情が大切にされていると感じられる（承認得点）を座標軸化し、下の四つのタイプに分けて理解する。

学級生活満足群（A）・・・学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている

侵害行為認知群（B）・・・いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い

学級生活不満足群（C）・・・いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い、不登校のリスクが高い

※要支援群・・・不満足群の中でも、いじめ被害や不登校になる可能性がとて高く、早急に個別対応が必要な状態

非承認群（D）・・・いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない

II 本区の学級満足度尺度結果（小1年～中・中等3年）

※全国平均に対して肯定的な差異を△、否定的な差異を▼で表しています。

小学校

（単位は％、端数があるため合計は100にならないことがある）

	学級生活満足群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			非承認群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
小1	38	42	▼	19	17	▼	25	22	▼	18	19	△
小2	45	42	△	15	17	△	23	22	▼	17	19	△
小3	53	42	△	17	17		17	22	△	13	19	△
小4	50	43	△	16	16		21	23	△	14	18	△
小5	54	43	△	10	16	△	24	23	▼	13	18	△
小6	64	43	△	10	16	△	13	23	△	13	18	△

中学校・中等教育学校（前期課程）

	学級生活満足群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			非承認群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
中1	59	41	△	9	13	△	16	28	△	17	18	△
中2	54	41	△	14	13	▼	21	28	△	11	18	△
中3	60	41	△	13	13		15	28	△	11	18	△

Ⅲ アンケート結果の分析

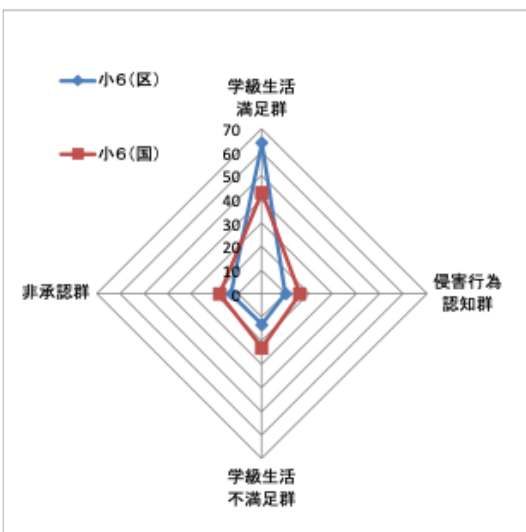
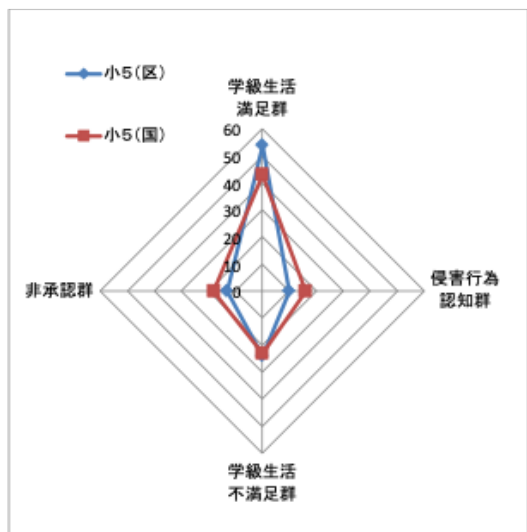
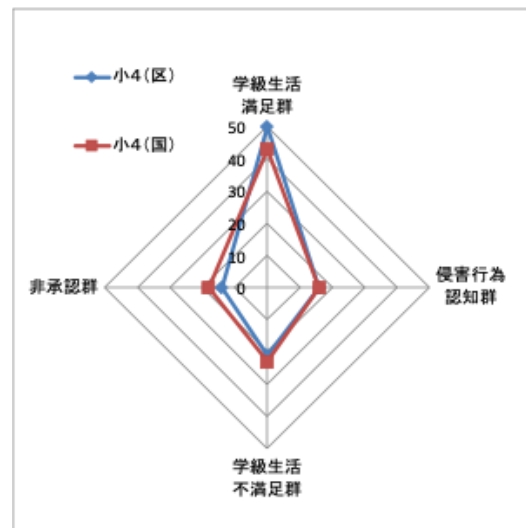
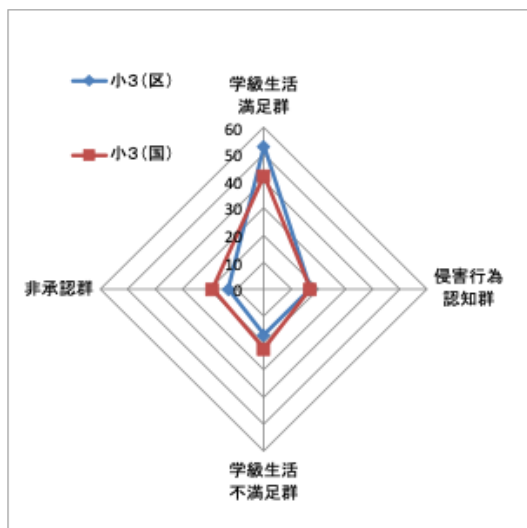
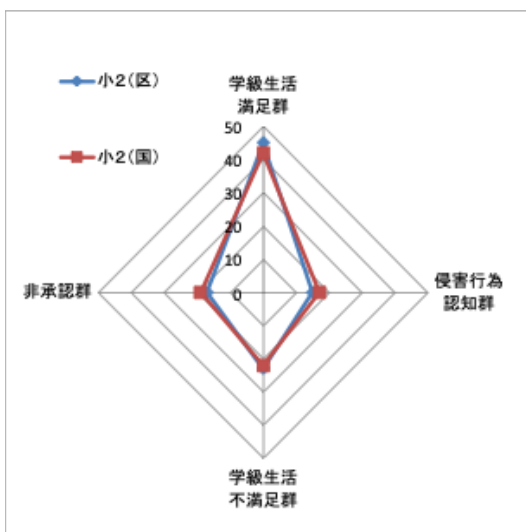
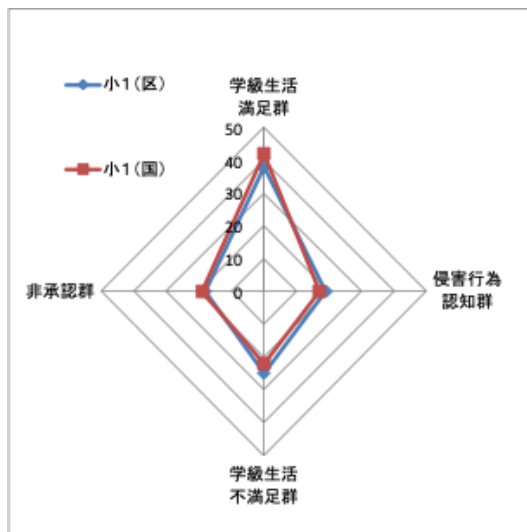
【小学校】

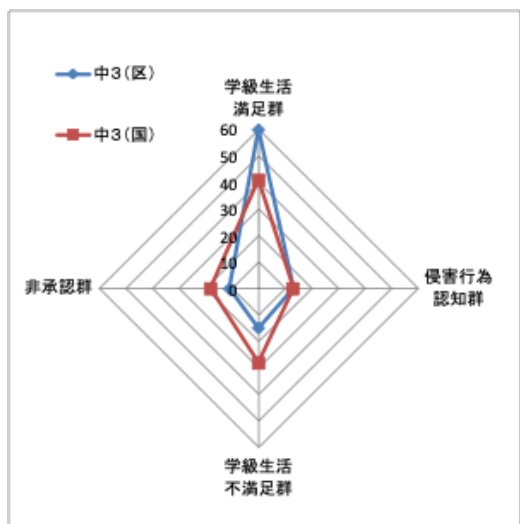
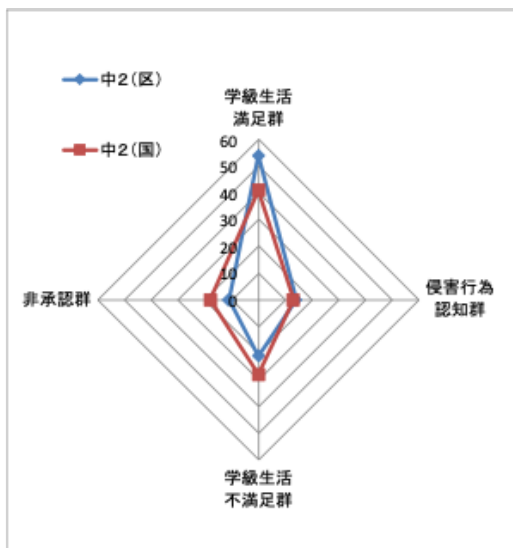
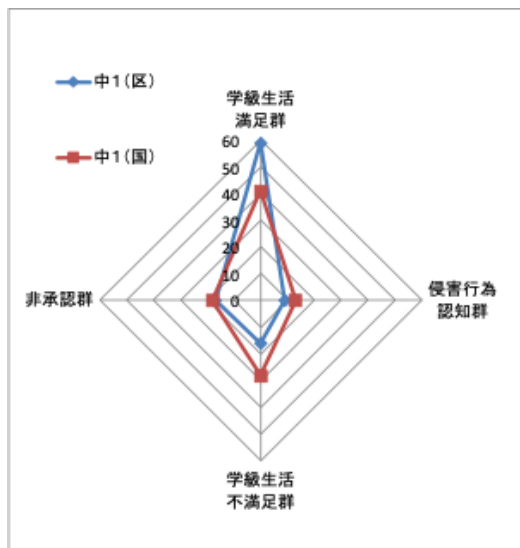
- 学級生活満足群は、1年生以外は全国平均を上回っている。この結果より、区内児童の多くは、学校生活に満足していると考えられる。小学校1年生については「小1ギャップ」「小1の壁」と言われる問題が原因であることも考えられるため、「スタートカリキュラム」の実践等を通して、小学校生活に適応することができるように工夫することが必要である。
- 侵害行為認知群は、1年生は全国平均を上回っている。この結果より、いじめや人間関係等のトラブルの割合が全国平均に比べて高いと考えられる。一方、2・5・6年生は、全国平均を下回っているため、いじめや人間関係等のトラブルの割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、1・2・5年生は全国平均を上回っている。この結果より、いじめや悪ふざけを受けている児童、非常に不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均に比べて高いと考えられる。一方、3・4・6年生は全国平均を下回っている。この結果より、いじめや悪ふざけを受けている児童、非常に不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

【中学校・中等教育学校（前期課程）】

- 学級生活満足群は、すべての学年において全国平均を大きく上回っている。この結果より、区内の多くの生徒は、学校生活に満足していると考えられる。
- 侵害行為認知群は、中学校1年生は全国平均を下回っている。この結果より、中学校1年生はいじめや人間関係のトラブルの割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、すべての学年において全国平均を大きく下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている生徒、非常に不安傾向の強い生徒、不登校のリスクが高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 非承認群は、すべての学年において全国平均を下回っている。この結果より、中・中等教育学校入学後、学級内で認められていないと感じている生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

(別紙) 学級満足度尺度結果まとめ (学年別)





令和6年 特別区人事委員会勧告について

特別区人事委員会は、令和6年10月9日(水)、幼稚園教育職員を含む職員の給与等について、次のとおり勧告を行った。

1 給与改定の内容

(1)月例給

- 公民較差11,029円(2.89%)を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額を引上げ

- 公民給与の比較

民間従業員	職 員	公民較差
393,192円	382,163円	11,029円(2.89%)

- 初任給の改定内容(幼稚園教育職員)

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
大学卒	207,800 円	233,000 円	25,200 円
短大卒	190,200 円	215,200 円	25,000円

(2)特別給(期末手当・勤勉手当)

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2月引上げ(現行 4.65 月→4.85 月)
- 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

(3)実施時期

月例給の引上げ: 令和6年4月1日から実施

特別給の引上げ: 改正条例の公布の日から実施

2 扶養手当の見直し

(1)改正内容

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(以下「配偶者等」という。)に係る手当を廃止し、それによる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ

(配偶者等:6,000円→廃止、 子:9,000円→10,500円)

(2)実施時期

○令和7年4月1日から実施

○ただし、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施

○各年度における扶養手当の手当額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者等	6,000 円	4,000 円	2,000 円	廃止
子	9,000 円	9,500 円	10,000 円	10,500 円
父母等	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円

令和 6 年度敬老会の実施状況について

- 1 日時 令和 6 年 9 月 17 日（火） 第 1 回 富士見、和泉橋地区
令和 6 年 9 月 18 日（水） 第 2 回 神保町、神田公園、万世橋地区
第 3 回 麴町地区

- 2 会場 ヒューリックホール東京（座席数：886 席）
（千代田区有楽町 2－5－1 有楽町マリオン 11F）

3 会場参加状況【事前申込制・全席指定】

	対象者	参加者		
第 1 回	2,335 名	578 名	（来賓・付添を含む）	
第 2 回	2,280 名	494 名	（来賓・付添を含む）	
第 3 回	2,435 名	433 名	（来賓・付添を含む）	
合 計	7,050 名	1,505 名	（来賓・付添を含む）	参加率 21 %

4 送迎バス利用者状況【事前申込制】

		往路		復路	
第 1 回	富士見地区	3 台	51 名	2 台	60 名
	和泉橋地区	4 台	102 名	3 台	56 名
第 2 回	神保町地区	4 台	44 名	2 台	62 名
	神田公園地区	2 台	22 名	2 台	71 名
	万世橋地区	3 台	60 名		
第 3 回	麴町地区	5 台	68 名	2 台	86 名
合 計		21 台	347 名	11 台	335 名

5 主なご意見

- ・楽しかった。
- ・歌謡ショーがよい。
- ・スタッフの誘導がよかった。
- ・音量が大きく、ライトがまぶしかった。・観覧席の空調が冷えすぎだった。
- ・送迎バスの利用者が少なかったなので、各地区 1 台ずつで十分ではないか。
- ・送迎バスよりタクシー（タクシー券の配布）を希望する。
- ・場所がわかりづらい。・高齢者には会場が使いづらく、変更を希望する。
- ・観覧席を選択できるようにしてほしい。
- ・観覧席を地区ごと、町会ごとにまとめてほしい。

千代田区健康危機対処計画（感染症編）の策定について

1 策定の背景と趣旨

令和 4 年 12 月に、感染症法※とともに改正された、地域保健法で定める「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、保健所における健康危機管理体制の確保のため、「千代田区感染症予防計画（令和 6 年 3 月策定）」の実効性を担保する計画として策定する。

※ 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症等に対する平時からの計画的な体制整備等の具体的方策を示し、新興感染症等の発生及びまん延時に、迅速に対応できる人員・組織体制を整備することで、区民の生命及び健康を守ることを目的とする。

3 健康危機管理（感染症）に関する計画の全体像

根拠法令	地域保健法	感染症法	新型インフルエンザ等対策特別措置法
国	地域保健対策の推進に関する基本的な指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
	健康危機対処計画策定ガイドライン	予防計画策定ガイドライン	
東京都	都保健所健康危機対処計画（感染症編）	東京都感染症予防計画	東京都新型インフルエンザ等対策行動計画
保健所			新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン
千代田区（保健所）	千代田区健康危機対処計画（感染症編）	千代田区感染症予防計画	千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画
整合性を確保			

4 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から

本計画に基づく訓練や今後の健康危機対応を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

5 主な内容

（1）平時における準備

- ① 業務量・人員数の想定
- ② 組織体制
- ③ 業務体制
- ④ 関係機関等との連携
- ⑤ 情報管理・リスクコミュニケーション

（2）感染状況に応じた取組・体制

新興感染症等の発生時に、感染状況の各段階において、「（1）平時における準備」で示した項目について、具体的な取組内容を定める。

- ① 海外や国内で新たな感染症が発生した時（発生公表前）
- ② 流行初期（発生公表から 1 か月）
- ③ 流行初期以降
- ④ 感染拡大が収まった時期

6 スケジュール

令和6年	9月から12月	関係機関との協議、計画（素案）の作成
令和7年	1月	千代田区新型インフルエンザ等対策医療連携会議にて協議
	2月	パブリックコメントの実施
	3月	計画の策定